電気供給約款
（低圧）

別紙Ⅰ（料金表）

≪お得ポイントおうちプラン≫

宮崎電力　株式会社

令和８年 11 月１日施行

1. 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が 10 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるものに適用いたします。

2. 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は送配電事業者の託送約款の定めによります。

3. 契約電流

(1) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申し出によって定めます。

(2) 送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客様において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

4. 料金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給約款（低圧）別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気供給約款（低圧）別表4（制度対応費）及び電気供給約款（低圧）別表5（送電サービス料）の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を下回る場合は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）イによって算定された平均燃料価格が 27,400 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表2（燃料費調整）（1）二によって算定された燃料費調整額を加えたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を下回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が 52,500 円を上回る場合は、電気供給約款（低圧）別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

	単位	料金(税込) 2026 年 10 月 31 日まで	**料金(税込)** **2026 年 11 月 1 日から**
20アンペア	1契約	594 円 00 銭	**844 円 90 銭**
30アンペア	1契約	891 円 00 銭	**1,267 円 35 銭**
40アンペア	1契約	1,188 円 00 銭	**1,689 円 80 銭**
50アンペア	1契約	1,485 円 00 銭	**2,112 円 25 銭**
60アンペア	1契約	1,782 円 00 銭	**2,534 円 70 銭**

(2) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

	単位	料金(税込) 2026年10月31日まで	**料金(税込)** **2026年11月1日から**
最初の 120 キロワット時まで(第 1 段階料金)	1kWh	17 円 45 銭	**17 円 41 銭**
120 キロワット時をこえ 300 キロワット時まで (第 2 段階料金)	1kWh	23 円 05 銭	**23 円 01 銭**
上記超過(第 3 段階料金)	1kWh	24 円 95 銭	**24 円 91 銭**

(3) 最低月額料金

(1)および(2)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、最低月額料金及び電気供給約款(低圧)別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

	単位	料金(税込) 2026 年 10 月 31 日まで	**料金(税込)** **2026 年 11 月 1 日から**
最低月額料金	1契約	314 円 79 銭	**377 円 03 銭**

5. その他

本別紙に定めのない事項については、T ポイント付与サービス提供条件書および、電気供給約款(低圧)によるものといたします。

6. この料金表の実施日

この料金表は、令和 8 年 11 月 1 日から実施いたします。